

タイトル	職員の懲戒処分について
------	-------------

いつ 実施日時・工期	令和4年3月29日（火）
だれが 主催者・関係者	和光市
なにを 事業内容など	職員2名の懲戒処分を行いました。
なぜ 目的・理由	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するため
どうした 経緯・経過	<p>1 懲戒処分（戒告）</p> <p>被処分者：企画部課長級職員</p> <p>経緯等：当該職員は、業務上関わりのあった市民委員と委員会の会議録に関してやり取りをしていたところ、激しい口論となり、大声を出す、机を叩くなど、市民委員に対して恫喝言動があり、公務員としての信用を著しく損なった。このことは地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する行為に該当する。</p>

	<p>2 懲戒処分（停職 1 月）</p> <p>被処分者：保健福祉部一般職員</p> <p>経緯等：当該職員は、令和 3 年 5 月から職場の女性職員に対し、「胸が大きい」など胸に関する発言をしたり、スマートフォンのわいせつな画像を見せたりするなど、性的な言動を繰り返し行ったことは懲戒処分の対象となる非違行為に該当する。</p>
<p>そ の 他</p>	
<p>問い合わせ先 担 当 課</p>	<p>課 名 職員課</p> <p>氏 名 課 長 工藤 宏</p> <p>課長補佐 安井 和男</p> <p>電 話 0 4 8 - 4 6 4 - 1 1 1 1 （内線 2 3 9 1）</p>